

養育医療の給付を申請される方へ

1. 給付対象者

指定養育医療機関に入院し、次の（１）又は（２）に該当する中野区内在住の新生児

（１） 出生体重2,000グラム以下の方

（２） 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある方

ア 一般状態	① 運動不安・痙攣 ② 運動異常
イ 体温	① 摂氏34度以下
ウ 呼吸器・循環器系	① 強度のチアノーゼが持続 ② チアノーゼ発作を繰り返す ③ 呼吸数が毎分50以上で増加傾向 ④ 呼吸数が毎分30以下 ⑤ 出血傾向が強い
エ 消化器系	① 生後24時間以上排便がない ② 生後48時間以上嘔吐が持続 ③ 血性吐物、血性便がある
オ 黄疸	① 生後数時間以内に出現 ② 異常に強い黄疸のあるもの（症状が黄疸のみの場合は、中程度以上の黄疸とする）

☆ 既に医療機関窓口での精算が済んでいる場合は対象となりません。

2. 自己負担額について

この医療制度は、扶養義務者の住民税所得割額に応じて自己負担金が生じます。

発行される養育医療券に徴収基準月額が表示されますのでご確認ください。

ただし、中野区では、お子様の入院診療(保険適用に限る)にかかった経費のうち、医療費については乳幼児医療費助成制度の助成分を補填します。したがって、入院時の食事負担金については、所得割の年額によってはご負担いただく場合があります。ご負担分がある場合は、診療月の2ヵ月後以降に納付書を送付いたしますので、お支払いください。

3. 必要書類

1	申請書	保護者の方が記入してください。
2	意見書	《申請(受理)前3か月以内に発行されたもの》 主治医の先生に記入・押印してもらってください。
3	世帯調書	保護者の方が記入してください。
4	お子様の医療保険の資格情報が確認できる資料	お子様の保険加入手続きを必ず行ってください。 ※裏面「☆お子様の医療保険の資格情報が確認できる資料」 をご覧ください。
5	マイナンバーに係る書類	別紙の「マイナンバーについて」をお読み下さい。
6	住民税課税証明書	※裏面「☆住民税課税証明書」をご覧ください。

※その他の必要書類（以下に該当する場合は必要です）。

内容	必要書類	
申請日が治療開始から3か月を超えた場合	遅延理由書	保護者の方が記入してください。
指定養育医療機関を変更した場合	意見書	以下の両方が必要です。 ・ 転院前の主治医が記入したもの ・ 転院後の主治医が記入したもの
	追加意見書	転院前の主治医が転院の理由について記入したものが必要です。

（裏面もご覧ください）。

☆お子様の医療保険の資格情報が確認できる資料（以下のいずれかをお持ちください）。

(1) 現行の保険証の写し ※申請時点で有効期間内のもの

(2) マイナポータルから確認できる「健康保険証等情報」画面を印刷したもの又は窓口での表示

※詳しくは、別添「(参考)マイナ保険証をお持ちの方の保険資格情報確認について」をご参照ください。

(3) 資格確認書の写し ※現行の健康保険証およびマイナ保険証の両方をお持ちで無い方の場合

※健康保険組合等から発行される「資格情報のお知らせ」書類については、様式中に「資格取得年月日」「被保険者名（被扶養者の場合）」等の情報が不足しているものがあることから、原則利用できません。

☆住民税課税証明書

区分	必要な証明書		発行先等
住民税課税証明書 または 住民税非課税証明書	右の年度の住民 税課税証明書	○4月～6月に申請 前年度住民税課税（非課税）証明書 ○7月～翌年3月に申請 当該年度住民税課税（非課税）証明書	当該年度1月1日現在住 民登録している区市町村
生活保護を受けて いる世帯	生活保護受給世帯であることの証明書		福祉事務所

※扶養義務者全員の証明書が必要です。

※必要な課税年度の1月1日に中野区に住民登録があり、住民税が確定している方は、地方税関係情報の取得に同意いただくことで「住民税課税証明書」の省略が可能です。

4. 申請後の流れについて

① 必要書類を提出いただき、養育医療の給付を決定したときは、養育医療券を保護者あて送付します（申請から1週間～10日程度で送付します）。

※ 給付を行わないものと決定したときは、却下決定通知書を送付します

② 養育医療券を病院の窓口へ提出して下さい。

5. 医療券交付後について

医療券発行後に下記の事項の変更がある場合、手続きが必要となります。

内容	必要書類	備考
医療券有効期間満了後 も、治療を継続する場合	継続協議書（医師と保護者が記入） 継続意見書（医師が記入）	有効期間満了前に提出して下さい（最長 で1歳のお誕生日の前日までになりま す）。
医療券有効期間内に転院 する場合	申請書 追加意見書（転院前の医師が記入） 意見書（転院後の医師が記入）	再申請が必要です。
住所・保険等を変更した 場合	変更届	保険変更の場合は、新しい保険の資格情 報が確認できる資料をお持ち下さい。
中野区から転出する場合	医療券	中野区発行の医療券は返却をして、転出 先の区市町村で新たに申請を行う必要 があります。

☆ 申請書等の交付受付窓口・問い合わせ先

中野区役所3階 子ども総合窓口

電話 3228-3253

中部すこやか福祉センター

電話 3367-7788

北部すこやか福祉センター

電話 3388-0240

南部すこやか福祉センター

電話 3380-5551

鷺宮すこやか福祉センター

電話 3336-7111

☆ 乳幼児医療費助成制度・問い合わせ先

中野区役所3階 子ども総合窓口

電話 3228-3253